

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和7年9月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500094号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2500013号

第1 結論

昭和60年*月から平成4年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年*月から平成4年7月まで

日本年金機構から送付された「ねんきん定期便」によると、昭和60年*月から平成6年5月までの国民年金保険料が未納と記録されている。

私は、昭和60年*月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、平成4年8月に海外留学するまでは、A市から送付された納付書をB郵便局の窓口を持参し、毎月欠かさず国民年金保険料を納付していたので、請求期間の記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和60年*月頃にA市役所において国民年金の加入手続きを行い、年金手帳を交付された旨陳述している。

しかしながら、請求期間当時、初めて国民年金の加入手続きを行うと、国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が払い出され、当該国民年金番号が記載された年金手帳が被保険者に交付される取扱いとなっていたところ、請求者が現在所持している年金手帳の年号に「平成」と印字があること及び当該年金手帳に記載されている国民年金番号は、平成8年7月8日に請求者の20歳到達日を資格取得日として被保険者資格の取得処理が行われていることがオンライン記録により確認できることから、昭和60年*月頃に国民年金の加入手続きを行ったとする請求者の主張とは符合しない。

また、前述の請求者の国民年金番号の取得処理が行われた平成8年7月8日時点において、国民年金保険料が納付済と記録されている平成6年6月以降の期間に係る保険料については、遡って納付することが可能であった一方、請求期間に係る保険料については、徴収権が時効により消滅しているため、納付することができない。

さらに、請求者は、A市から送付された納付書を使用し、毎月欠かさず請求期間の国民年金保険料を郵便局で納付していたと陳述しているが、同市の広報誌により、請求期間当初の昭和

60 年*月から昭和 61 年 3 月までの期間については保険料の納付方法が年 6 回だったこと、昭和 63 年 3 月までは郵便局において同市から送付された納付書を使用して保険料を納付することはできなかったことが確認できる上、請求者が請求期間当時の納付書が封入されていたとして提出している封筒には、平成 5 年 1 月に A 市役所が移転した後の所在地が印刷されている。

加えて、請求者が国民年金の加入手続を行ったとする昭和 60 年*月頃に A 市において国民年金の加入手続を行った被保険者の氏名が記載されている国民年金手帳記号番号払出簿に請求者の氏名はなく、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムによる氏名検索を行ったものの、請求者が所持している年金手帳に記載されている国民年金番号以外に、請求者に別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。